



埼玉県報

第 2 4 0 1 号
平成 2 4 年 6 月 2 6 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る告示\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示\(人事課\)](#)
- [議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額に関する告示\(人事課\)](#)
- [西部地域振興ふれあい拠点施設\(仮称\)新築工事\(その1\)に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [西部地域振興ふれあい拠点施設\(仮称\)新築工事\(その2\)に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [葛西用水路土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [葛西・羽生領島中領土地改良区連合の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)

告 示

埼玉県告示第八百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人めぐみ

三 代表者の氏名

瀬良 学

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市南台三丁目三番十五 中村ビル一F

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県において、人間としての尊厳を保ち、希望をもって生きる社会づくりを推進する事業を行い、魅力ある老人福祉社会に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百六十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年六月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人広域ジュニアバドミントンチームTeam Power Hitters Max
- 三 代表者の氏名
伊佐山 正和
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市石原千五百二番地五十九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県北部地域を中心とした（小学生、中学生、高校生を主とする）バドミントン競技愛好者を、その保護者及びこの目的に賛同した人達と協力しながら、大会や練習等を通して技術力、体力、精神力の向上を目指すとともに、人間力の養成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域環境緑創造交流協会

三 代表者の氏名

外園 憫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市櫛引二十四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、公的施設等を利用するなど、地域社会の環境と緑の保全・創造を推進するため、人と人との交流を深め、生き甲斐ややすらぎのある安全で安心な地域社会づくり及び地域文化の振興や地域の活性化を図る活動を行うことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人民族芸能研究センター

三 代表者の氏名

狩野 猛

四 主たる事務所の所在地

埼玉県児玉郡美里町大字木部四百五十一番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、日本の郷土芸能に対する啓発・普及・発展を目的に芸能の調査・研究と地域・学校等での芸能公演や体験講座及び指導者養成講習会等を開催し、芸術文化の振興と新たな地域づくりに寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第八百七十号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正し、平成二十四年六月二十六日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成二十四年六月二十六日以後の期間に係る年金たる補償に係る基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上田清司

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、六一三円	一一、九五四円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇二八円	一二、九五四円
二十五歳以上三十歳未満	五、六四八円	一三、〇九〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、二〇八円	一五、九四四円
三十五歳以上四十歳未満	六、六四七円	一八、四九八円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二五円	二一、六八五円
四十五歳以上五十歳未満	六、九〇三円	二三、五二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、五五一円	二四、五五一円
五十五歳以上六十歳未満	五、七五七円	二三、〇五二円
六十歳以上六十五歳未満	四、六〇二円	一九、〇九〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一五、二四七円
七十歳以上	三、九五〇円	一一、九五四円

告 示

埼玉県告示第八百七十一号

平成八年埼玉県告示第千五百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）に基づく介護補償の支給金額について）の一部を次のように改正し、平成二十四年六月二十六日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成二十四年六月二十六日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

表常時介護を要する状態の項中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に、「五万六千七百二十円」を「五万六千六百元」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千二百七十円」を「五万二千百五十円」に、「二万八千三百六十円」を「二万八千三百円」に改める。

告 示

埼玉県告示第八百七十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 工事概要等

(1) 工事名

西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）新築工事（その１）

(2) 工事場所

埼玉県川越市新宿町 1 丁目地内

(3) 工事期間

契約確定の日から平成27年 1 月30日（金）まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

地域産業の振興や地域住民の活動及び交流を促進するため、埼玉県及び川越市の複合施設を整備する。

イ 規模及び構造

鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上 6 階、地下 2 階建て、延べ面積 21,817.20㎡

ホール棟

(7) 県施設（川越地方庁舎、創業支援施設）

(4) 市施設（ホール、公民館）

(7) 共用部（駐車場、機械室、モール等）

ウ 工事内容

西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）新築工事（その１） 一式

(6) 見積提案方式による一般競争入札

ア 本工事は、発注者が、応札者に入札参加者見積書の提出を求め、ヒアリングを通じて見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積書を予定価格に反映させる試行工事である。入札参加者見積書は、郵送により提出するものとする。また、入札金額見積内訳書提出の際には、入札見積明細書も提出するものとする。

イ 本工事では、一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）及び入札参加者見積書等の提出後、入札の責任者、配置予定技術者等のヒアリングを行い、入札参加者見積書の妥当性を確認するものとする。

ウ 見積を求める材料等

コンクリート、鉄骨、鉄筋、建具、ユニット等

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（平成8年5月1日施行）に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドライン（平成24年4月1日施行）、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成24年1月20日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）及び総合評価方式に係る入札説明書による。

(1) 方式

技術提案型Aタイプ

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成17年10月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidwww.jk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成24年6月26日（火）から平成24年9月11日（火）まで

4 設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記5(2)に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に確認資料を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にとっては、郵送）により提出すること。また、下記5(3)に示す期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。なお、提出受付期間の終期日時を過ぎて電子入札システムにより提出した確認申請書及び提出受付期間の終期日時までに資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出

部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成24年6月27日(水)午前9時から平成24年7月18日(水)午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成24年6月27日(水)午前9時から平成24年7月20日(金)午後5時まで

(4) 提出部数

2部(正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。)

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵送等)により、資格がない旨は電子メール及び電話により平成24年7月26日(木)にそれぞれ通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成24年7月30日(月)午後3時までに上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵送等)により通知する。

7 入札参加者見積書の提出

入札参加を希望する者は、下記7(2)に示す期間内に入札参加者見積書(入札参加者見積書は、電子データをExcel形式で記録した電子媒体(CD-R)と印刷したものを併せて提出すること。)に入札参加者見積書の根拠を説明できる資料等を添付して郵送により提出すること。なお、提出受付期間の終期までに入札参加者見積書が到着しない場合は、当該工事に係る入札参加資格は、無効とする。

入札参加者見積書の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

(2) 提出受付期間

平成24年6月27日(水)午前9時から平成24年8月6日(月)午後5時まで

(3) 提出部数

2部(正本1部及び副本1部。なお、電子媒体(CD-R)は、1部とする。)

8 ヒアリングの実施

入札の責任者、配置予定技術者等に対する入札参加者見積書に関するヒアリングは、平成24年8月8日（水）午前9時から平成24年8月14日（火）午後5時までの間で発注者が指定する日時に行う。

9 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記9(2)に示す期間内に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

なお、質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成24年7月6日（金）午前9時から午後3時まで

（郵送の場合は、平成24年7月5日（木）必着のこと。提出期限後に到着した質問には回答しない。）

10 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成24年7月12日（木）に電子入札システム上で掲示する。電子入札システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話すること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

11 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成24年9月7日（金）午前9時から平成24年9月11日（火）午後5時まで

(2) 郵便による入札

入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記11(1)のとおりとする。

(3) 開札日時

平成24年9月12日(水)午前9時30分

12 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業(以下「単体」という。)又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱(平成4年4月1日施行)(第10条第1項第1号及び第6号を除く。)によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

13 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が4千5百万円以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成21年度及び平成22年度に完成した埼玉県発注工事のうち、建築工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,550点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員(以下「その他構成員」という。)は、その総合評定値が1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの(下記13(6)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始

決定日以降のもの)であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成23・24年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領(平成23年4月1日施行)第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成9年4月1日から本件入札の公告日までの間に、新築のホール(固定席800席以上のものに限る。)に係る建築一式工事を完成させた実績を有すること。

なお、特定建設工事共同企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。

(5) 配置予定技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定技術者は、新築のホール(500席以上のものに限る。)に係る建築一式工事において、全工期(準備期間及び後片付け期間を除く。)にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記13(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、4千5百万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、5千万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札価格調査制度実施要領第17条第2号の規定に基づき、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札価格調査制度実施要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者(以下「追加技術者」という。)1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。

カ 専任の配置予定技術者(追加技術者を含む。以下同じ。)は、当該者が在籍する建設業者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所(建設業法第3条第1項本文に規定する営業所をいう。)の専任技術者と兼務する

ことはできない。

キ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ク 本工事の配置予定技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

カ 確認申請書及び入札参加者見積書を提出している者であること。

キ 経常建設共同企業体でないこと。

14 低入札価格調査制度実施要領の規定に基づく調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。また、調査後に契約を締結した場

合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

15 低入札価格調査制度実施要領の規定に基づく失格基準価格

設定する（失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。）。

16 入札保証金

本工事は入札ポンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、埼玉県財務規則第93条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、下記16(2)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県都市整備部営繕課総務担当 電話048-830-5615(直通) ファクシミリ048-830-4890

イ 依頼書提出期間

平成24年6月26日（火）午前9時から平成24年9月7日（金）午後5時まで

ウ 納付期限

平成24年9月11日（火）

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを下記16(3)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通) ファクシミリ048-830-4915

イ 提出期限

平成24年9月11日（火）午後5時まで

- (4) 次のとおり有価証券等を担保として持参（下記16(4)ア(ウ)にあつては、郵送）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記16(4)ア(ウ)にあつては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記16(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記16(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成24年9月11日（火）午後5時まで

- (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記16(3)アの提出先に同16(3)イに示す期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記16(3)アの提出先に同16(3)イに示す期限までに提出した者

- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成25年1月31日（木）までの期間を含むこと。

- (7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

17 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したとき

は、その差額)を納付しなければならない。

ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定に基づき、契約金額の100分の30以上とする。

- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(下記17(2)ウにあっては、保証金額)と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

- (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

18 支払条件

- (1) 前金払

する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。

- (2) 中間前金払

する(中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

- (3) 部分払

する(部分払を選択した場合に限る。)

19 現場説明会

開催しない。

20 契約の締結に係る留意事項

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)の定めるところにより、県議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取りかわし、県議会の議決後に本契約を締結する。なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加

停止等の措置要綱第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。

21 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書及び入札見積明細書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵送等）で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

評価値又は総合評価点が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより、落札者を決定する。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者がした入札
- イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- オ 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- カ 入札金額見積内訳書及び入札見積明細書を提出しなかった者がした入札
- キ 提出された入札参加者見積書の金額と入札時に提出された入札見積明細書^{かい}の金額に乖離があり、開札後ヒアリングを実施した場合において、その乖離^{かい}の理由に妥当性が認められない入札
- ク 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ケ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- コ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- サ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(7) 入札者の押印のないもの

(イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの

(ロ) 押印された印影が明らかでないもの

(ハ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(ニ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(ホ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(ヘ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(7) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの

シ その他公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することはできない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

22 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成8年5月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成17年10月1日施行）に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料は、返却しない。

(7) 提出された入札参加者見積書の妥当性を確認するため、ヒアリングを行う。

(8) 入札時に提出する入札見積明細書の金額は、特別な理由がない限り、入札参加者見積書の金額と同額とすること。なお、入札見積明細書の金額と入札参加者見積書の金額に乖離^{かい}がある場合は、ヒアリングを行う。

(9) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

23 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

24 Summary

(1) Nature of Services Required:

Construction of the Western Region Development Fureai Center (provisional name)-Phase I

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system or registered mail:

between 9:00 a.m., Friday, September 7, 2012 and 5:00 p.m., Tuesday, September 11, 2012

(3) Contact Information:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2743

告 示

埼玉県告示第八百七十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 工事概要等

(1) 工事名

西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）新築工事（その2）

(2) 工事場所

埼玉県川越市新宿町1丁目地内

(3) 工事期間

契約確定の日から平成27年1月30日（金）まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

地域産業の振興や地域住民の活動及び交流を促進するため、埼玉県及び川越市の複合施設を整備する。

イ 規模及び構造

鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上6階、地下2階建て、延べ面積18,393.93㎡

庁舎棟

(7) 県施設（川越地方庁舎、多目的ホール、商工団体等施設）

(4) 市施設（市民活動支援センター、男女共同参画支援施設）

(7) 共用部（駐車場、機械室、モール等）

ウ 工事内容

西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）新築工事（その2） 一式

(6) 見積提案方式による一般競争入札

ア 本工事は、発注者が、応札者に入札参加者見積書の提出を求め、ヒアリングを通じて見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積書を予定価格に反映させる試行工事である。入札参加者見積書は、郵送により提出するものとする。また、入札金額見積内訳書提出の際には、入札見積明細書も提出するものとする。

イ 本工事では、一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）及び入札参加者見積書等の提出後、入札の責任者、配置予定技術者等のヒアリングを行い、入札参加者見積書の妥当性を確認するものとする。

ウ 見積を求める材料等

コンクリート、鉄骨、鉄筋、建具、ユニット等

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（平成8年5月1日施行）に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドライン（平成24年4月1日施行）、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成24年1月20日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）及び総合評価方式に係る入札説明書による。

(1) 方式

技術提案型Aタイプ

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成17年10月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidwwwjk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成24年6月26日（火）から平成24年9月11日（火）まで

4 設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記5(2)に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に確認資料を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にとっては、郵送）により提出すること。また、下記5(3)に示す期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。なお、提出受付期間の終期日時を過ぎて電子入札システムにより提出した確認申請書及び提出受付期間の終期日時までに資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出

部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成24年6月27日(水)午前9時から平成24年7月18日(水)午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成24年6月27日(水)午前9時から平成24年7月20日(金)午後5時まで

(4) 提出部数

2部(正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。)

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵送等)により、資格がない旨は電子メール及び電話により平成24年7月26日(木)にそれぞれ通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成24年7月30日(月)午後3時まで上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵送等)により通知する。

7 入札参加者見積書の提出

入札参加を希望する者は、下記7(2)に示す期間内に入札参加者見積書(入札参加者見積書は、電子データをExcel形式で記録した電子媒体(CD-R)と印刷したものを併せて提出すること。)に入札参加者見積書の根拠を説明できる資料等を添付して郵送により提出すること。なお、提出受付期間の終期までに入札参加者見積書が到着しない場合は、当該工事に係る入札参加資格は、無効とする。

入札参加者見積書の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

(2) 提出受付期間

平成24年6月27日(水)午前9時から平成24年8月6日(月)午後5時まで

(3) 提出部数

2部(正本1部及び副本1部。なお、電子媒体(CD-R)は、1部とする。)

8 ヒアリングの実施

入札の責任者、配置予定技術者等に対する入札参加者見積書に関するヒアリングは、平成24年8月8日（水）午前9時から平成24年8月14日（火）午後5時までの間で発注者が指定する日時に行う。

9 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記9(2)に示す期間内に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

なお、質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成24年7月6日（金）午前9時から午後3時まで

（郵送の場合は、平成24年7月5日（木）必着のこと。提出期限後に到着した質問には回答しない。）

10 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成24年7月12日（木）に電子入札システム上で掲示する。電子入札システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話すること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

11 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成24年9月7日（金）午前9時から平成24年9月11日（火）午後5時まで

(2) 郵便による入札

入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記11(1)のとおりとする。

(3) 開札日時

平成24年9月12日(水)午前10時30分

12 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業(以下「単体」という。)又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱(平成4年4月1日施行)(第10条第1項第1号及び第6号を除く。)によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

13 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が4千5百万円以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成21年度及び平成22年度に完成した埼玉県発注工事のうち、建築工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,200点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員(以下「その他構成員」という。)は、その総合評定値が1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの(下記13(6)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始

決定日以降のもの)であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成23・24年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領(平成23年4月1日施行)第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成9年4月1日から本件入札の公告日までの間に、延べ面積5,000㎡以上の建築物の新築、改築又は増築工事(増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が5,000㎡以上のものに限る。)に係る建築一式工事を完成させた実績を有すること。

なお、特定建設工事共同企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。

(5) 配置予定技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定技術者は、延べ面積5,000㎡以上の建築物の新築、改築又は増築工事(増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が5,000㎡以上のものに限る。)に係る建築一式工事において、全工期(準備期間及び後片付け期間を除く。)にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記13(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、4千5百万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、5千万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札価格調査制度実施要領第17条第2号の規定に基づき、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札価格調査制度実施要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者(以下「追加技術者」という。)1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。

カ 専任の配置予定技術者(追加技術者を含む。以下同じ。)は、当該者が在籍する建設業者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前か

ら恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所(建設業法第3条第1項本文に規定する営業所をいう。)の専任技術者と兼務することはできない。

キ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ク 本工事の配置予定技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

カ 確認申請書及び入札参加者見積書を提出している者であること。

キ 経常建設共同企業体でないこと。

14 低入札価格調査制度実施要領の規定に基づく調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

15 低入札価格調査制度実施要領の規定に基づく失格基準価格

設定する（失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。）。

16 入札保証金

本工事は入札ポンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、埼玉県財務規則第93条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、下記16(2)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県都市整備部営繕課総務担当 電話048-830-5615(直通) ファクシミリ048-830-4890

イ 依頼書提出期間

平成24年6月26日(火)午前9時から平成24年9月7日(金)午後5時まで

ウ 納付期限

平成24年9月11日(火)

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを下記16(3)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通) ファクシミリ

048-830-4915

イ 提出期限

平成24年9月11日（火）午後5時まで

- (4) 次のとおり有価証券等を担保として持参（下記16(4)ア(ウ)にあつては、郵送）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記16(4)ア(ウ)にあつては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記16(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記16(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成24年9月11日（火）午後5時まで

- (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記16(3)アの提出先に同16(3)イに示す期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記16(3)アの提出先に同16(3)イに示す期限までに提出した者

- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成25年1月31日（木）までの期間を含むこと。

- (7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

17 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。

ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定に基づき、契約金額の100分の30以上とする。

- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（下記17(2)ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

- (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

18 支払条件

- (1) 前金払

する（その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。

- (2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

- (3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

19 現場説明会

開催しない。

20 契約の締結に係る留意事項

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年埼玉県条例第15号）の定めるところにより、県議会の議決に付さなければならない

契約については、建設工事請負仮契約書を取りかわし、県議会の議決後に本契約を締結する。なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の前記の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。

21 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書及び入札見積明細書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。なお、電子入札システムにより提出できない者にとっては、入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にとっては、郵送等）で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

評価値又は総合評価点が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより、落札者を決定する。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者がした入札
- イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- オ 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- カ 入札金額見積内訳書及び入札見積明細書を提出しなかった者がした入札
- キ 提出された入札参加者見積書の金額と入札時に提出された入札見積明細書^{かい}の金額に乖離があり、開札後ヒアリングを実施した場合において、その乖離^{かい}の理由に妥当性が認められない入札
- ク 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ケ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- コ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- サ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(7) 入札者の押印のないもの

- (イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの
 - (ロ) 押印された印影が明らかでないもの
 - (ハ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
 - (ニ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - (ホ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - (ヘ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
 - (ニ) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの
- シ その他公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

- ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することはできない。
- イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

22 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成8年5月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成17年10月1日施行）に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料は、返却しない。

(7) 提出された入札参加者見積書の妥当性を確認するため、ヒアリングを行う。

(8) 入札時に提出する入札見積明細書の金額は、特別な理由がない限り、入札参加者見積書の金額と同額とすること。なお、入札見積明細書の金額と入札参加者見積書の金額に乖離^{かい}がある場合は、ヒアリングを行う。

(9) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

23 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

24 Summary

(1) Nature of Services Required:

Construction of the Western Region Development Fureai Center (provisional name)-Phase II

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system or registered mail:

between 9:00 a.m., Friday, September 7, 2012 and 5:00 p.m., Tuesday, September 11, 2012

(3) Contact Information:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2743

告示

埼玉県告示第八百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク春日部緑町店

埼玉県春日部市緑町三丁目七百五十三 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ベルク春日部緑町店

（変更後）ベルク春日部緑町店

八 変更年月日

平成二十三年十月二十六日

二 届出年月日

平成二十四年六月十三日

二 縦覧期間

平成二十四年六月二十六日から平成二十四年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月二十六日から平成二十四年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク春日部緑町店

埼玉県春日部市緑町三丁目七百五十三 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）二千三十六平方メートル

（変更後）二千六百三十六平方メートル

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 六〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七八台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 九六平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一一〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 二〇・四四立方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 二八・五四立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

八 変更年月日

平成二十四年六月十四日外

二 届出年月日

平成二十四年六月十三日

二 縦覧期間

平成二十四年六月二十六日から平成二十四年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月二十六日から平成二十四年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、葛西用水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	島 田 仲 次	埼玉県幸手市大字中野二百二十番地一

告 示

埼玉県告示第八百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	島 田 仲 次	埼玉県幸手市大字中野二百二十番地一

告 示

埼玉県告示第八百七十八号

測量計画機関の長である加須市長大橋良一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（座標補正に伴う点検測量）

三 作業地域

加須都市計画事業不動岡土地区画整理事業区域内

四 作業期間

平成二十四年六月十四日から平成二十四年八月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百七十九号

測量計画機関の長であるふじみ野市長高畑博から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

ふじみ野市

二 作業種類

公共測量（ふじみ野市都市計画基本図作成業務）

三 作業地域

ふじみ野市全域

四 作業期間

平成二十四年五月三十一日から平成二十五年三月二十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百八十号

測量計画機関の長である北足立郡伊奈町長野川和好から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北足立郡伊奈町

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

伊奈町中部特定土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十四年七月一日から平成二十五年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第八百八十一号

測量計画機関の長である八潮市長多田重美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

八潮市大字小作田・大字伊草地内の各一部

四 作業期間

平成二十四年六月十八日から平成二十五年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第八百八十二号

平成二十三年埼玉県告示第千四百五十五号で公示した公共測量（基準点、出来形確認測量）は、平成二十四年三月二十二日終了した旨測量計画機関の長である越谷市長高橋努から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百八十二号

測量計画機関の長である越谷市長高橋努から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

越谷市

二 作業種類

公共測量（基準点、出来形確認測量）

三 作業地域

越谷市東越谷土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十四年七月十七日から平成二十五年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第八百八十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十四年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九 一 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県新座市栄二丁目四千八百五十八 一 外三十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六百六十一・七立方メートル